栃ト協発第１２６号
令和　７年１１月２５日

会　員　各　位

一般社団法人　栃木県トラック協会
会　長　半田　臣一
女性部会　部会長　小杉　恵子
（公印省略）

使用済み切手の収集のご協力について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当部会の事業運営について格別のご支援ご協力をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。
さて、女性部会では社会貢献活動の一環として使用済み切手の収集・寄贈を行うことといたしました。
なお、収集した使用済み切手は、日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）を通じて、活動地への支援に変えることができます。
ＪＶＣは、アジア、アフリカ、中東の６ヶ国で活動する日本発の国際協力ＮＧＯで、紛争や貧困、栄養失調といった深刻な問題に直面する地域で教育支援や栄養改善、自然資源の保全に取り組み、それぞれの地域のニーズに応じた柔軟な支援を展開しています。
つきましては、収集にご協力いただける方は、下記ルールに基づき、使用済み切手を直接協会までご持参いただくか、ご送付いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【使用済み切手の回収場所、送付先】

〒321-0169　栃木県宇都宮市八千代 1-5-12
（一社）栃木県トラック協会　TEL028-658-2515

※回収箱は協会本館１階玄関ホール内にございます。
※送料につきましては、大変恐縮ではございますが、ご寄贈者様がご負担くださいますようお願いいたします。（※着払いは受け付けておりません。）
※ご協力いただく際には「使用済み切手の収集ルール」をご参照ください。

【使用済み切手の収集ルール】

切り取り方：　切手の周囲を５㎜程度の余白を残して、封筒やハガキから切り取ってください。消印スタンプが切れても問題ありません。
切手が複数枚の場合はまとめて切り取ってください。
また、紙から切手を剥がさないようお願いいたします。
紙から剥がす必要はありませんが、きれいに紙から剥がれているものがあれば、そのままお送りいただいて大丈夫です。

対象外の切手：　破れ、汚れ、ギザギザの欠けがある切手、セロハンテープが貼られている切手、メータースタンプ、収入印紙、官製ハガキに印刷された切手部分は回収できません。

分　　類：　日本の切手と外国の切手は分けてください。

※収集ルールの詳細については、ＪＶＣホームページをご参照ください。
https://www.ngo-jvc.net/news/news/stamp.html